

交	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

交企第248号
令和5年9月29日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出関係事務取扱要領の制定について
道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定が整備され、本年4月1日から施行されたことに伴い、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出関係事務取扱要領を別添のとおり制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

担当：交通企画課交通部企画係

別添

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出関係事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）等の関係法令に基づく遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

- 1 交通企画課長 青森県警察本部交通部交通企画課長をいう。
- 2 所轄警察署長 遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する警察署の署長をいう。
- 3 交通企画課 青森県警察本部交通部交通企画課をいう。

第3 事務取扱責任者等

1 事務取扱責任者の設置

交通企画課及び各警察署に事務取扱責任者を置き、交通企画課の事務取扱責任者は課長補佐を、各警察署の事務取扱責任者には交通官又は交通課長をもって充てる。

2 事務取扱責任者の任務

- (1) 事務取扱責任者は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出事務の適正な処理を図るため、必要な措置を講ずるとともに、事務担当者の事務処理について管理・指導するものとする。
- (2) 事務取扱責任者は、事務担当者を指定するものとする。

第4 簿冊

1 交通企画課に備える簿冊

交通企画課に備える簿冊は、届出番号等管理簿及び遠隔操作型小型車使用届出書綴とする。

2 警察署に備える簿冊

警察署に備える簿冊は、遠隔操作型小型車通行届出受理簿とする。

第5 届出の受理

1 遠隔操作による通行の届出

法第15条の3第1項に規定する遠隔操作型小型車の使用者が提出する書類は、遠隔操作型小型車使用届出書（府令別記様式第1の3の4）及び府令第5条の4第3項に規定する添付書類（以下「届出書等」という。）とする。

2 所轄警察署長の事務

(1) 所轄警察署長は、届出書等の提出を受けたときは、記載誤り、記載漏れ、添付書類の不備等を遠隔操作型小型車使用届出書の受付チェック表（別記様式第1号）を活用して確認し、不備等があった際は、必要な訂正又は書類の追加提出を求めるものとする。

届出書等の確認終了後、届出を受理し、その旨を遠隔操作型小型車通行届出受理簿（別記様式第2号。以下「受理簿」という。）に記載するとともに、届出書等の写しを作成し受理簿とともに保管するものとする。

(2) 所轄警察署長は、届出書等の確認を通じて、通行場所が複数の都道府県の区域にわたることを把握したときは、届出者に対して当該通行場所を管轄する全ての公安委員会に届出を行う必要がある旨を教示するものとする。

(3) 所轄警察署長は、届出書等を書類送付書（別記様式第3号。以下「送付書」という。）により交通企画課長に送付するものとする。

また、通行場所が2以上の警察署の管轄区域にわたるときは、当該通行場所を管轄する全ての警察署の署長に当該届出書等の写しを送付書により送付するものとする。

3 交通企画課長の事務

届出書等の送付を受けた交通企画課長は、当該届出の内容について届出番号等管理簿（別記様式第4号、以下「管理簿」という。）に記載するものとする。

第6 届出番号等の通知

1 交通企画課長の事務

交通企画課長は、届出書等の送付を受けた届出について、管理簿により届出番号等を付与するとともに、届出番号等通知書（別記様式第5号。以下「通知書」という。）を作成し、当該通知書を送付書により所轄警察署長へ送付するものとする。

2 所轄警察署長の事務

上記1により交通企画課長から通知書の送付を受けた所轄警察署長は、当該届出番号等を受理簿に記載するとともに、当該通知書を速やかに届出者に交付することとする。ただし、運行開始日までの交付が困難な事情が認められる場合は、届出番号等を口頭により伝達したうえで、遅滞なく通知書を交付するものとする。

また、当該通知の状況を明らかにするため、通知書を手交又は郵送した月日について受理簿に記載するものとする。

第7 行政処分

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者及び使用者に対する指示並びに報告等の求め及び立入検査については、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対する指示の基準等に基づいて実施するものとする。

第8 行政手続における特定の個人を識別するための番号の取扱い

届出に係る添付書類の住民票の写しについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）による個人番号の利

用範囲は極めて限定的であり、本件に関して提出される住民票の写しに個人番号が記載されていた場合は、これを取り扱ってはならないことに留意すること。

なお、個人番号が記載された住民票の写しの提出を受けた場合は、届出者に対し、個人番号記載部分をマスキング等の復元できない形で取り除く措置を施すよう教示し、マスキング等を行わせた上で提出させるものとする。

遠隔操作型小型車使用届出書

チェック項目

【届出事項】

1 届出日

- (1) 届出は、通行を開始しようとする一週間前までにされているか。

2 使用者の住所及び遠隔操作を行う場所の所在地

- (1) 使用者の住所及び遠隔操作を行う場所の所在地がそれぞれ日本国内

3 通行場所

- (1) 通行場所は、管轄区域内（都道府県内）であるか（複数の都道府県公安委員会に届け出ているか。）。
- (2) 「～番地から～番地までの間」と番地まで特定されているか（「～か。」）。
- (3) 遠隔操作型小型車を対象とする交通規制（自転車用道路、歩行者等が含まれていないか。

4 遠隔操作のための装置、人員その他の体制

- (1) 遠隔操作のための装置として、
- ・ 遠隔操作に用いるプログラム及び電子機器の概要
 - ・ 前進、後退、停止、加減速及び右左折に係る操作方法
 - ・ 非常停止装置の作動時における遠隔操作者への通知方法
 - ・ 有線、無線の別（有線の場合のケーブルの長さを含む。）
 - ・ 通信遅延・通信断絶時における遠隔操作型小型車の制御方法等が記載されているか。
- (2) 遠隔操作のための人員として、
- ・ 遠隔操作者及びその補助を行う者の人数
 - ・ 交通の安全と円滑を図るために緊急の必要が生じた場合における人員配置等が記載されているか。
- (3) その他の体制として、
- ・ 二以上遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させる場合できる遠隔操作型小型車の最大数
 - ・ 一の遠隔操作型小型車を二人以上の者が操作することができ後に特定するための方法（配置状況のシフト表の様式等）
 - ・ 遠隔操作者に対する教育・訓練の内容等が記載されているか。

5 運送される人又は物の運送の方法

- (1) 人を運送しようとする場合、乗車人員の安定性の確保の方法（車外か。）
- 物を運送しようとする場合、物を積載する場所及び物の固定方法（いるか。）

別記様式第1号

(2)

物を運送しようとする場合、運送しようとする物に鋭利な突出部が
おそれがないか。

6 非常停止装置の位置及び形状

(1)	他の操作を伴うことなく、押しボタンを押下することにより非常停止装置が動作する。
(2)	押しボタンは、その最下部の地上高が60cm以上の高さに取り付けられる。
(3)	<p>押しボタンは、2か所の場合、次のいずれかに該当するものが設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車体の上部前方及び上部後方（車体の前端から押しボタンの前端までの長さと車体の高さの合計及び車体の後端から押しボタンの後端までの長さと車体の高さの合計が、その2倍以下となる位置に限る。以下同じ。） ・ 車体の前面及び後面 ・ 車体の前面及び上部後方 ・ 車体の上部前方及び後面 <p>1か所の場合、車体の上部中央（車体の前端から押しボタンの前端までの長さと車体の高さの合計が、その2倍以下となる位置に限る。）に設置されているか。</p>
(4)	押しボタンは、直径20mm以上の円形のもので、手のひらで容易に押すことができる。
(5)	非常停止装置の押しボタンと紛らわしい外観を有するものが取り付けられない。
(6)	押しボタンは、赤色で、車体との境界部分が黄色であるなど、押すと点滅する。

7 遠隔操作型小型車の大きさ、原動機の種類及び構造上出すことができる

(1)	遠隔操作型小型車の大きさは、長さ120cm、幅70cm、高さ120cm（-の状況を検知するための装置及びヘッドサポートを除いた部分の高さ）である。
(2)	原動機の種類は、電動機を用いている。
(3)	時速6kmを超える速度を出すことができないものか。
(4)	歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないか。

【添付書類関係】

(1)	<p>届出者が住民基本台帳の適用を受ける者である場合は、住民票の写しを添付する。</p> <p>届出者が住民基本台帳の適用を受けない者（自然人に限る。）であれば、身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類の写しを添付する。</p> <p>届出者が法人である場合は、登記事項証明書が添付されている。</p>
(2)	遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができる車」という。）を行うことを目的として設立された一般社団法人又は必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する審査に合格した遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面が添付されている。
(3)	通行場所の付近の見取図が添付されている。

車の受付チェック表

	チェック欄
該区域にわたる場合は、他の都道府県	
「区域全域」など抽象的な記載ではない	
（通行止め等）により通行できない場所	
における安全確保措置を行うための	
には、一人が操作することが	
る場合には、遠隔操作者を事	
（車内への転落防止措置）が記載されている	
（車外への転落防止措置）が記載されて	

別記様式第1号

ある場合その他歩行者に危害を及ぼす	
-------------------	--

別記様式第1号

・止装置が作動するものか。	
・されているか。	
・されているか。 ・前端までの長さと車体の高さの合計が、それぞれ170cm以下となる位置に限 ・高さの合計が、それぞれ170cm以下となる位置に限	
・操作できるものであるか。	
・付けられていなか。	
・ボタンを容易に認識できるものである	
最高の速度	
・センサー、カメラその他の通行時の周囲 ・) を超えていないか。	
・しが添付されているか。	
・る場合は、旅券、外務省の発行する身 ・添付されているか。	
・ことについての審査（以下単に「審 ・一般財団法人であって審査を行うのに ・ことを証する書面その他の届出に係る	

遠隔操作型小型車通行届出受理簿（年）

No. _____

受理番号	受理日 受理者	届出区分	使用者 (代表者)	通行場所	運送される人又は物	交通企画課 送付日	通知書 受領日	届出番号	届出番号 通知
	受理日	新規 変更	(　　) 電話	から	人・物	/	/	【青森県公安委】 - -	通知日
	受理者			までの間					担当者
	受理日	新規 変更	(　　) 電話	から	人・物	/	/	【青森県公安委】 - -	通知日
	受理者			までの間					担当者
	受理日	新規 変更	(　　) 電話	から	人・物	/	/	【青森県公安委】 - -	通知日
	受理者			までの間					担当者
	受理日	新規 変更	(　　) 電話	から	人・物	/	/	【青森県公安委】 - -	通知日
	受理者			までの間					担当者
	受理日	新規 変更	(　　)	から	人・物	/	/	【青森県公安委】 - -	通知日
	受理者								担当者

		xx	電話		までの間	~					
--	--	----	----	--	------	---	--	--	--	--	--

別記様式第3号

年　月　日

殿

(所 属 長)

書類送付書

遠隔操作型小型車に係る下記の書類を送付する。

記

1 遠隔操作型小型車の使用者の氏名・名称	・ (法人の場合、代表者の氏名)	
2 住所		
3 書類の種別	<input type="checkbox"/> 遠隔操作型小型車使用届出書 <input type="checkbox"/> 身分関係書類 ※住民基本台帳法の適用を受ける者の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し ※住民基本台帳法の適用を受けない者の場合 <input type="checkbox"/> 旅券等の写し ※法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 代表者の住民票又は旅券等の写し <input type="checkbox"/> 構造及び性能を示す書面 <input type="checkbox"/> 見取図 ----- <input type="checkbox"/> 届出番号等通知書	
4 受理等年月日	年　月　日	
5 送付年月日	年　月　日	
6 送付取扱者	係	職・階級
	氏名	

※ 3は、該当するものを□に✓を記入すること。

別記様式第4号

届出番号等管理簿

	届出番号	使用者 (代表者)	遠隔操作を行う場所	管轄署	通行場所	備考
1	【青森県公安委】 — —					
2	【青森県公安委】 — —					
3	【青森県公安委】 — —					
4	【青森県公安委】 — —					
5	【青森県公安委】 — —					

(注 : 【青森県公安委】届出年 — 届出月 — 一連番号)

別記様式第4号

届出番号等管理簿

	届出番号	使用者 (代表者)	遠隔操作を行う場所	管轄署	通行場所	備考
1	【青森県公安委】 2023- 04 - 01	(株) 青森 (青森太郎) 017-000-0000	青森市○○1丁目1 番1号 017-111-1111	青森警察署	青森市○○1丁目1番1 号から 青森市○○2丁目2番2 号まで	○○で人を運送
2	【青森県公安委】 2023- 04 - 02	八戸次郎 0178-22-2222	八戸市○○1番地1 八戸ビル1階 0178-33-3333	八戸警察署及び三沢 警察署	八戸市○○1番地1から 三沢市○○2番地2まで	○○で物を運送
3						
4						
5						

(注 :【青森県公安委】届出年 - 届出月 - 一連番号)

別記様式第5号

青公委第 号
年 月 日

届出番号等通知書

殿

青森県公安委員会

年 月 日付けで届出のあった道路交通法第15条の3第1項の規定に基づく遠隔操作小型車の遠隔操作による届出に関し、下記のとおり届出番号を付与するので、同条第3項の規定に基づき通知する。

記

1 届出番号

【青森県公安委員会】 — —

2 留意事項

道路交通法第15条の4及び道路交通法施行規則第5条の5の規定に基づき、上記届出番号を当該遠隔操作型小型車の見やすい箇所に明瞭に表示すること。

関係条文

- 道路交通法第15条の3（遠隔操作による通行の届出）
第3項
　　公安委員会は、第1項前段の規定による届出があったときは、当該届出をした者を識別するための番号、記号その他の符号（次条において「届出番号等」という。）をその者に通知しなければならない。
- 道路交通法第15条の4（届出番号等の表示義務）
　　前条第1項前段の規定による届出をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、同条第3項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 道路交通法施行規則第5条の5
　　法第15条の4に規定する届出番号等の表示は、当該遠隔操作型小型車の見やすい箇所に、明瞭にしなければならない。